



お元気ですか！  
志村 たかよし です

第695号 2014年6月1日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1  
電話 3546-5563  
FAX 3546-9570

## 「自衛」の言葉はあるけれど…

# 「国を守る」ことではない「集団的自衛権」の実際

### 「集団的自衛権」が発動された例

▽アメリカによるベトナム、レバノン、ニカラグア、グレナダへの侵略・介入  
▽旧ソ連によるハンガリー、チェコスロバキア、アフガニスタンへの侵略・介入  
▽イギリスのヨルダン、イエメン  
▽フランスのチャド介入…など。

これらの例に見るように、アメリカや旧ソ連などが自分たちの勢力圏を維持するため、そこから抜け出そうとする自主的な国が生まれたり、勢力圏下にある国の「かいらい政権」が反政府勢力によって倒されそうになったりした時に、その国に攻め込んだのでした。

「集団的自衛権」には「自衛」という言葉があるため、「日本を守る」というイメージを持っている方が少なくありません。安倍首相は「国民の命を守る」と繰り返し返しますが、「集団的自衛権」の危険な実態は…。

### 集団的自衛権と個別的自衛権

「集団的自衛権」とは、自分の国は武力攻撃を受けていなくても他の国に加えられた武力攻撃を阻止する権利とされています。

「個別的自衛権」とは、武力攻撃を受けた国が自分の国を守るために行使する権利のことです。

どちらにも「自衛」という言葉がありますが、「自国防衛」を意

味するのが「個別的自衛権」で、「他国防衛」を建前とするのが「集団的自衛権」となっています。

### 他国を侵略する口実に

これまで「集団的自衛権」が発動された大部分は、中小国への侵略や軍事介入でした（表参照）。

「集団的自衛権」は、もともと、アメリカが中小の国に侵略・介入

するために、国連憲章に押し込んだものなのです。

### 「集団的自衛権の行使」とは、

武力攻撃を受けた外国を守るため、自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃を仕掛けた国と交戦することです。

日本が「集団的自衛権」の行使を容認すれば、自衛隊は「海外で戦争する軍隊」になってしまいます。

安倍首相は「日本の安全に重大な影響が及ぶ」場合に限るといいますが、その判断基準は非常に曖昧で、行使の範囲も政府の解釈次第で地球の裏側まで広げることができず。

日本が「集団的自衛権」を口実にアメリカと一緒に中東に攻め込む事態も想定されます。

### 憲法九条が自衛隊員の命を守る

安倍首相は「外国に攻め込む」という本質を隠して進めています。戦争放棄、戦力不保持を定めた「憲法九条」をどう解釈しても認められるものではありません。

自衛隊は「憲法九条」が歯止めになって、戦争で人を殺さず、戦死者も出してきませんでした。

「憲法九条」が自衛隊員の生命を守ってきたと言えるのではないのでしょうか。

「集団的自衛権ノー」の世論と運動は日々広がっています。

# 第1回定例会に上程された議案に対する共産党の態度

「共産党はなんでも反対」という声を、たまに聞くことがあります。

日本共産党区議団のモットーは、区民の目線で「行政をチェック」し、区民の願いを実現させる「施策を提案」し、その実現のために「広範な方たちと力を合わせる」というものです。

第1回定例会には、27議案が上程され、党区議団は12議案に反対し、賛成率は56%でした。

反対した主な議案は、26年度各会計予算案、国保料値上げ条例、児童館を民間企業に運営させる条例、大規模再開発のための区道の廃止など、区民にとって認められないものばかりです。

## 議案等の審議結果

賛成  
 反対

議案名	説明	自由民主党	公明党	日本共産党	区民クラブ	新生自民党	みづのの党	新無所属	無所属	議決結果
○区長提出議案										
平成26年度中央区一般会計予算	総額 826億2,715万6千円	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
平成26年度中央区国民健康保険事業会計予算	総額 118億6,513万7千円	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
平成26年度中央区介護保険事業会計予算	総額 75億6,266万4千円	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
平成26年度中央区後期高齢者医療会計予算	総額 23億6,403万5千円	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
平成25年度中央区一般会計補正予算	5億8,130万9千円の減額 総額 807億266万2千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成25年度中央区国民健康保険事業会計補正予算	8,057万2千円の減額 総額 117億5,286万7千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成25年度中央区介護保険事業会計補正予算	306万2千円の追加 総額 71億1,605万8千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成25年度中央区後期高齢者医療会計補正予算	6,653万7千円の追加 総額 22億7,940万5千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区事務手数料条例の一部を改正する条例	計画相談支援に係る事務手数料の額を定めるとともに、開発登録簿の写しの交付単位を変更するほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、中央区青少年問題協議会の会長を定めるほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立福祉センター条例等の一部を改正する条例	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、地域活動支援センターに関する事業及び日中一時支援事業の使用料に係る負担区分を変更するほか、規定を整備する。	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、共同生活介護を共同生活援助に一元化する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区国民健康保険条例の一部を改正する条例	保険料率及び均等割額から減額する額を改定する。	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
中央区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）等の施行に伴い、道路占用料の減免対象等を変更するほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	東京都市計画地区地区計画の変更に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の高さの最高限度に関する事項を追加する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立月島第二小学校及び中央区立月島第二幼稚園増築工事（建築工事）請負契約	契約の相手方 徳祥・則武建設共同企業体 契約金額 5億6,116万8千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
指定管理者の指定について（区立堀留町児童館）	指定管理者 株式会社サクセスアカデミー 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
指定管理者の指定について（区立佃児童館）	指定管理者 株式会社ポピンズ 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
指定管理者の指定について（区立勝どき児童館）	指定管理者 株式会社グローバルキッズ 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
指定管理者の指定の一部変更について（区立敬老館）	指定期間 変更前 平成26年4月1日から平成28年10月31日まで 指定期間 変更後 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	地方自治法第291条の11の規定に基づく。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
特別区道の路線の廃止及び変更について	湊二丁目東地区の土地区画整理事業及び第一種市街地再開発事業の一体的施行に伴い、特別区道の路線を廃止し、及び変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づく。	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
平成26年度中央区一般会計補正予算	4億6,835万8千円の追加 総額830億9,551万4千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第40号）の施行に伴い、保険料の賦課限度額の改定等をするほか、規定を整備する。	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
○議員提出議案										
「ウイルス性肝炎患者に対する支援の拡充を求める意見書」の提出について		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
○その他										
人権擁護委員の候補者の推薦について	園田峯生氏、小澤哲郎氏、高木茂氏の推薦に同意する。	○	○	○	○	○	○	○	○	原案同意

「意見」要望など、お気軽に連絡ください。03-6360-0000

「区議会だよりNo. 214」より

ブログもごらんください

志村たかよしワールド

検索